No.6

令和８年９月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

認定第　１号　令和７年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-1

認定第　２号　令和７年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2

認定第　３号　令和７年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　４号　令和７年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　５号　令和７年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　６号　令和７年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2

認定第　７号　令和７年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第　８号　令和７年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて……別冊 No. 1-2

認定第　９号　令和７年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第１０号　令和７年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2

認定第１１号　令和７年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2

認定第１２号　令和７年度戸田市水道事業会計決算認定について……別冊 No. 2

認定第１３号　令和７年度戸田市下水道事業会計決算認定について……別冊 No. 2

報告第１４号　令和７年度決算における健全化判断比率の報告について……１頁

報告第１５号　令和７年度戸田市水道事業会計決算における資金不足
比率の報告について……２頁

報告第１６号　令和７年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足
比率の報告について……３頁

報告第１７号　令和７年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告
について……４頁

報告第１８号　令和７年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の
報告について……５頁

議案第５０号　戸田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例……６頁

議案第５１号　戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例……７頁

議案第５２号　戸田市都市景観条例の一部を改正する条例……８頁

議案第５３号　庁舎外壁及び防水改修工事請負契約について……９頁

議案第５４号　後谷住宅外装・設備改修工事請負契約について……１２頁

議案第５５号　訴訟の提起について……１５頁

議案第５６号　令和７年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について……１６頁

議案第５７号　令和７年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について……１７頁

議案第５８号　令和８年度戸田市一般会計補正予算（第３号）……別冊 No. ８

議案第５９号　令和８年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第２
号）……別冊 No. ８

議案第６０号　令和８年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算
（第１号）……別冊 No. ８

議案第６１号　令和８年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第１号）……別冊 No. ８

報告第１４号

令和７年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和７年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	７．５	２７．９
（ １１．６３ ）	（ １６．６３ ）	（ ２５．０ ）	（ ３５０．０ ）

備考　括弧書は早期健全化基準を示す。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１５号

令和７年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
― （　　２０．０　　）

備考　括弧書は経営健全化基準を示す。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１６号

令和７年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
― （　　２０．０　　）

備考　括弧書は経営健全化基準を示す。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１７号

令和７年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和７年度戸田市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	自己資金		企業債	自己資金		企業債	自己資金
				円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的	建設	令和６年度西部・中部浄水場無停電電源装置及び直流電源装置更新等工事	R6	31,387,000	18,900,000	12,487,000	25,520,000	16,700,000	8,820,000	5,867,000	2,200,000	3,667,000
1 支出	1 改良費		R7	127,057,000	127,000,000	57,000	116,321,920	115,300,000	1,021,920	10,735,080	11,700,000	△ 964,920
			計	158,444,000	145,900,000	12,544,000	141,841,920	132,000,000	9,841,920	16,602,080	13,900,000	2,702,080

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１８号

令和７年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和７年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					企業債	国庫補助金	自己資金		企業債	国庫補助金	自己資金		企業債	国庫補助金	自己資金
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	戸田市雨水貯留管築造工事委託	R3	943,500,000	471,800,000	471,700,000	0	0	0	0	0	943,500,000	471,800,000	471,700,000	0
			R4	743,500,000	371,800,000	371,700,000	0	742,991,000	371,400,000	371,495,500	95,500	509,000	400,000	204,500	△ 95,500
			R5	1,449,500,000	724,750,000	724,750,000	0	1,943,809,000	971,800,000	971,904,500	104,500	△ 494,309,000	△ 247,050,000	△ 247,154,500	△ 104,500
			R6	4,380,000,000	2,190,000,000	2,190,000,000	0	4,829,700,000	2,414,800,000	2,414,850,000	50,000	△ 449,700,000	△ 224,800,000	△ 224,850,000	△ 50,000
			R7	1,155,500,000	534,750,000	534,750,000	86,000,000	1,102,640,000	534,700,000	534,750,000	33,190,000	52,860,000	50,000	0	52,810,000
			計	8,672,000,000	4,293,100,000	4,292,900,000	86,000,000	8,619,140,000	4,292,700,000	4,293,000,000	33,440,000	52,860,000	400,000	△ 100,000	52,560,000
		笹目第6排水施設（機械・電気）設備等更新工事	R6	165,000,000	105,000,000	59,920,000	80,000	0	0	0	0	165,000,000	105,000,000	59,920,000	80,000
			R7	334,125,000	213,400,000	120,700,000	25,000	330,000,000	236,600,000	93,301,000	99,000	4,125,000	△ 23,200,000	27,399,000	△ 74,000
			計	499,125,000	318,400,000	180,620,000	105,000	330,000,000	236,600,000	93,301,000	99,000	169,125,000	81,800,000	87,319,000	6,000

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５０号

戸田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

戸田市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条第１項中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５１号

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成１２年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第４項の基本構想に即して」を削り、同項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6)　非常災害時における前２号に掲げる事項に関する施策に関する事項

第９条第２項中「第３項」を「第４項」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

附　則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）附則第１条第２号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第８条第１項の改正規定（「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第４項の基本構想に即して」を削る部分に限る。）及び第９条第２項の改正規定（「第３項」を「第４項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５２号

戸田市都市景観条例の一部を改正する条例

戸田市都市景観条例（平成１３年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）附則第１条本文の政令で定める日から施行する。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５３号

庁舎外壁及び防水改修工事請負契約について

庁舎外壁及び防水改修工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　庁舎外壁及び防水改修工事

２　場　　所　　戸田市上戸田一丁目１８番１

３　工事内容　　庁舎の外壁及び防水改修工事

４　金　　額　　金３８６，２００，１００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 35, 109, 100 円）

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和９年７月３０日まで

６　契 約 者　　川口市大字東本郷１８２６番地の２

株式会社利川工業

代表取締役　利　川　英　二

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５３号参考

庁舎外壁及び防水改修工事概要

工事概要

１　庁舎の外壁及び防水改修工事

(1)　外壁改修工事

(2)　防水改修工事

(3)　塗装改修工事

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

業者名	金　額	摘　要
（株）鈴　　木	３２５，０００，０００	失　格
（株）利　　川　　工　　業	３５１，０９１，０００	落　札
（株）サ　ン　ス　タ　ジ　オ	３５３，６３１，０００	
岡　島　塗　装（株）　戸田支店	３５４，０００，０００	
（株）丸　　一　　建　　装	３５４，０１６，０００	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	３８４，８００，０００
予　定　価　格	３８４，８００，０００
調査基準価格	３５４，０１６，０００
失格基準価格	３４６，９３５，６８０

議案第５４号

後谷住宅外装・設備改修工事請負契約について

後谷住宅外装・設備改修工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　後谷住宅外装・設備改修工事

２　場　　所　　戸田市上戸田三丁目２２番２外

３　工事内容　　後谷住宅外装・設備の改修に伴う工事

４　金　　額　　金２２３，６５２，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 20,332,000 円）

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和９年１０月１５日まで

６　契 約 者　　川口市北園町３４番３３号

株式会社丸一建装

代表取締役　中　村　淳　平

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５４号参考

後谷住宅外装・設備改修工事概要

工事概要

１　後谷住宅外装・設備の改修に伴う工事

(1) 建築改修工事 （屋上防水及び外壁改修、玄関ドア、浴室及びキッチンの改修等）

(2) 電気設備改修工事（電灯のＬＥＤ化及び火災報知設備の改修等）

(3) 機械設備工事（給水、排水、給湯及び換気設備の改修等）

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

業者名	金　額	摘　要
（株）丸　　一　　建　　装	２０３，３２０，０００	落　札
協　　和　　工　　業（株）	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	２２１，０００，０００
予　定　価　格	２２１，０００，０００
調査基準価格	２０３，３２０，０００
失格基準価格	１９９，２５３，６００

議案第５５号

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求める。

１　訴えの相手方

(1)　住　所　　(略)

氏　名　　(略)

(2)　住　所　　(略)

氏　名　　(略)

２　事件名

建物収去及び退去明渡請求事件

３　請求の趣旨

(1)　相手方(1)に対し、次の市有地の明渡し及び当該市有地に存する建物収去並びに訴訟費用の負担を求めるもの

所　在　　(略)

地　積　　(略)

建　物　　(略)　　延床面積　　(略)

(2)　相手方(2)に対し、次の市有地に存する建物からの退去を求めるもの

所　在　　(略)

建　物　　(略)　　延床面積　　(略)

４　事件の概要

市有地に無断で建物を建築し、市有地を不法に占有している者が、再三にわたる明渡しの催告にも応じないため、市有地の明渡しを求めるもの

５　訴訟遂行の方針

(1)　代理人弁護士を選任し、訴訟を遂行する。

(2)　この訴えにおいて必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

(3)　第１審又は第２審の判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５６号

令和７年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和７年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金７０１，０８０，８３０円を、以下のとおり処分することについて議会の議決を求める。

令和７年度　戸田市水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

		資本金 自己資本金	資　本 剰余金	未　処　分 利益剰余金
当年度末残高		10,790,584,700	601,240,133	701,080,830
議会の議決による処分額	建設改良積立金への積立	0	0	△ 701,080,830
処分後残高		10,790,584,700	601,240,133	（繰越利益剰余金） 0

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５７号

令和７年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和７年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金２３，９５８，６７８円を、以下のとおり処分することについて議会の議決を求める。

令和７年度　戸田市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

		資本金 自己資本金	資　本 剰余金	未　処　分 利益剰余金
当年度末残高		4,232,312,286	291,412,540	23,958,678
議会の議決による処分額	利益積立金への積立	0	0	△23,958,678
処分後残高		4,232,312,286	291,412,540	（繰越利益剰余金） 0

令和８年８月２４日提出

戸田市長　菅　原　文　仁